

加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(設置)

第6条 一般廃棄物の減量及び資源化等に関する事項を調査し、及び審議し、適正な廃棄物行政の施策を推進するため、法第5条の7の規定により加須市廃棄物減量等推進審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、ごみの減量及び資源化等に関する事項を調査し、及び審議し、これらの事項について答申する。

3 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 民間企業、民間団体等の代表者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見徴収等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平成25規則20・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境安全部資源リサイクル課において処理する。

(審議会の運営)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。